



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 30 日 (金)
号外第 6 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則 (12) (給与課) 2
	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (13) (〃) 12
	管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則 (14) (〃) 17

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第3章 略 第4章 昇給(第10条 - <u>第16条</u>) 第5章及び第6章 略 附則 (趣旨) 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)第6条及び第12条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。	目次 第1章～第3章 略 第4章 昇給(第10条 - <u>第16条の2</u>) 第5章及び第6章 略 附則 (目的) 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)第6条及び第12条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めることを目的とする。

(昇格)

第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級(次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格(次項において「特定昇格」という。))をさせる場合で人事委員会が定めるとき及び任用の事情等を考慮して人事委員会が必要と認めるときに限り、上位の職務の級)に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

(1)~(8) 略

2 第7条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者について特定昇格をさせる場合で任用の事情等を考慮して任命権者が特に必要と認めるときは、前項後段の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会が別に定める資格基準によることができる。

3 第1項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

5 略

(特別な場合の昇給日)

第10条 給与条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の人事委員会規則で定める日はそれぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 勤務成績が良好である職員が次のいずれかに該当する場合 それぞれ次に定める日

ア 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

イ 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場

(昇格)

第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級(次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格させる場合で人事委員会が定めるときに限り、上位の職務の級)に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

(1)~(8) 略

2 前項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

3 略

(昇給日)

第10条 給与条例第4条第5項の人事委員会規則で定める日は、第14条又は第15条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。))とする。

合 退職の日

(2) 職員が次のいずれかに該当する場合で人事委員会の承認を得たとき それぞれ次に定める日

ア 公務のため死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合（イに該当する場合を除く。）

退職の日

イ 生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合

退職の日

ウ ア及びイとの均衡上、特に必要があると人事委員会が認める場合 人事委員会が定める日

(勤務成績の証明)

第11条 給与条例第4条第5項本文の規定による昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、給与条例第4条第5項本文に規定する日(以下「昇給日」という。)の前日に属する職務の級がその者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表(別表第13)の職務の級欄に定める職務の級である職員であって、次に掲げる職員以外のもの(部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表(別表第14)において「初任層職員」という。)とする。

(1) 略

(2) 新たに職員となった日後の期間(以下この条において「採用後期間」という。)が特定級号給表の適用年数欄に掲げる年数(以下「適用年数」という。)を超える職員

(3)及び(4) 略

(昇給区分及び昇給の号給数)

第13条 職員を給与条例第4条第5項本文の規定によ

(勤務成績の証明)

第11条 給与条例第4条第5項の規定による昇給(第14条又は第15条に定めるところにより行うものを除く。第13条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、昇給日の前日に属する職務の級がその者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表(別表第13)の職務の級欄に定める職務の級である職員であって、次に掲げる職員以外のもの(部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表(別表第14)において「初任層職員」という。)とする。

(1) 略

(2) 新たに職員となった日以後の期間(以下「採用後期間」という。)が特定級号給表の適用年数欄に掲げる年数(以下「適用年数」という。)を超える職員

(3)及び(4) 略

(昇給区分及び昇給の号給数)

第13条 職員を給与条例第4条第5項の規定による昇

る昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて昇給号給数表に定める号給数とする。

2 略

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 人事委員会が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

(2) 略

4 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 略

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第19条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会が定める職員にあつては、前各項の規定を適用したもとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で人事委員会が定める号給数）とする。

7 第1項又は前項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

8 第1項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は

給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。

2 略

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 人事委員会が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。）

D

(2) 略

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 略

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会が定める職員にあつては、人事委員会が定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は

第9条第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第9条第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(表彰等による昇給)

第14条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会が定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第4条第5項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、給与条例第4条第5項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 公務のため死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合(次号に該当する場合を除く。) 退職の日
- (2) 生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合 退職の日
- (3) 前2号との均衡上、特に必要があると人事委員会が認める場合 人事委員会が定める日

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第14条 略

(昇給の特例)

第15条 略

第16条 削除

第5章 特別の場合における号給の決定

別表第1(第2条関係)

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第16条 略

(昇給の特例)

第16条の2 略

第5章 特別の場合における号給の決定

別表第1(第2条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
略		
2 短 大卒	略	
	(2) 短大 2卒	ア及びイ 略 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>特別支援学校</u> の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ～カ 略
略		
3 高 校卒	(1) 高校 専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>特別支援学校</u> の専攻科の卒業 イ 略
	(2) 高校 3卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は <u>特別支援学校</u> の高等部の卒業 イ 略
	略	
4 中 学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは <u>特別支援学校</u> の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 略

備考 略

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
		略			
教諭、 <u>養護教諭</u> 、 <u>栄養教諭</u> 及び講師（人事委員会 が定めるものに限る。）	略				

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
略		
2 短 大卒	略	
	(2) 短大 2卒	ア及びイ 略 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 又は <u>養護学校</u> の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ～カ 略
略		
3 高 校卒	(1) 高校 専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 又は <u>養護学校</u> の専攻科の卒業 イ 略
	(2) 高校 3卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 若しくは <u>養護学校</u> の高等部の卒業 イ 略
	略	
4 中 学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 若しくは <u>養護学校</u> の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 略

備考 略

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
		略			
教諭、 <u>養護教諭</u> 及び講師（人事委員会 が定めるものに限る。）	略				

略

別表第3の5（第2条の4関係）

教育職給料表(2)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
		略			
教諭、養護教諭、 栄養教諭及び講 師（人事委員会 が定めるものに 限る。）	略				
略					

別表第6（第3条の2関係）

教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭、栄養教 諭及び講師（人事委員会 が定めるものに限る。）	略	
略		

別表第7（第3条の2関係）

教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭、栄養教 諭及び講師（人事委員会 が定めるものに限る。）	略	
略		

別表第14（第12条の2、第13条関係）

昇給号給数表

昇給区分 職員の区分	A	B	C	D	E
	一般特定 職員	7以上	6又は 5	3	2
一般職員	8以上	6	4	2	0
初任層職 員	8以上	7	5	2	0
昇給抑制 職員	4以上	3	2	1	0

略

別表第3の5（第2条の4関係）

教育職給料表(2)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
		略			
教諭、養護教諭 及び講師（人事 委員会 が定める ものに 限る。）	略				
略					

別表第6（第3条の2関係）

教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭及び講師 （人事委員会 が定めるも のに限る。）	略	
略		

別表第7（第3条の2関係）

教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭及び講師 （人事委員会 が定めるも のに限る。）	略	
略		

別表第14（第12条の2・第13条関係）

昇給号給数表

昇給区分 職員の区分	A	B	C	D
	一般特定 職員	7号給 以上	6号給 又は5 号給	3号給
一般職員	8号給 以上	6号給	4号給	2号給
初任層職 員	8号給 以上	7号給	5号給	2号給
昇給抑制 職員	4号給 以上	3号給	2号給	1号給

備考 略	備考 略
------	------

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第2条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第3項の規定に基づき、人事委員会の権限に属する事務の一部を人事委員会の事務局長(以下「事務局長」という。)に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)~(30) 略</p> <p>(31) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第3条第1項第2号、同条第2項、第7条、第7条の2、<u>第8条第2項、第15条又は第20条の規定による承認をすること。</u></p> <p>(32)~(38) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第3項の規定に基づき、人事委員会の権限に属する事務の一部を人事委員会の事務局長(以下「事務局長」という。)に委任することに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)~(30) 略</p> <p>(31) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第3条第1項第2号、同条第2項、第7条、第7条の2、<u>第16条の2又は第20条の規定による承認をすること。</u></p> <p>(32)~(38) 略</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。)附則<u>第9項、第18項又は第22項の規定の</u></p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。)附則<u>第10項、第20項又は第24項の規定の</u></p>

<p>適用を受ける職員の級別資格基準については、平成20年3月31日（改正条例附則第18項の規定の適用を受ける者にあつては平成23年3月31日）までの間、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の4又は別表第3の9の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>適用を受ける職員の級別資格基準については、平成20年3月31日（改正条例附則第20項の規定の適用を受ける者にあつては平成23年3月31日）までの間、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の4又は別表第3の9の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
---	---

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
附則別表（附則第3項関係）	附則別表（附則第3項関係）								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">平成21年4月1日</td> </tr> <tr> <td>平成17年4月1日から 施行日の前日まで</td> <td style="text-align: center;">平成24年4月1日</td> </tr> </table>	平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成21年4月1日	平成17年4月1日から 施行日の前日まで	平成24年4月1日	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">平成21年1月1日</td> </tr> <tr> <td>平成17年4月1日から 施行日の前日まで</td> <td style="text-align: center;">平成24年1月1日</td> </tr> </table>	平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成21年1月1日	平成17年4月1日から 施行日の前日まで	平成24年1月1日
平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成21年4月1日								
平成17年4月1日から 施行日の前日まで	平成24年4月1日								
平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成21年1月1日								
平成17年4月1日から 施行日の前日まで	平成24年1月1日								

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第4条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

（平成19年4月1日における昇給の特例）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）における職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第4条第5項本文の規定による昇給（以下「特例昇給」という。）については、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）第13条の規定は、適用しない。

3 特例昇給により職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、新規則第11条に規定する勤務成績の証明に基づくものとし、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給数とする。この場合において、第3号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会が定めるところにより行うものとする。

（1）勤務成績が特に良好である職員 2以上

（2）勤務成績が良好でない職員以外の職員（前号に掲げる職員を除く。） 1

（3）勤務成績が良好でない職員 0

4 人事委員会が定める事由以外の事由によって平成19年1月1日から同年3月31日までの期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第3号に掲げる職員に該当する職員を除く。）は、前項の規定にかかわらず、昇給しない。

5 前項の規定の適用を受ける職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に昇給させないことが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、昇給させることができる。

6 平成19年1月1日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、附則第3項の規定にかかわらず、0（人事委員会が定める職員にあつては、1）とする。

7 附則第3項又は前項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

8 各任命権者において、附則第3項第1号に決定し、昇給させる号給数の総数は、人事委員会が定める範囲内

でなければならない。

(委任)

9 附則第2項から前項までに規定するもののほか、特例昇給に関して必要な事項は、人事委員会が定める。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第13号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第10条の規定に基づき、通勤手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（支給範囲の特例）</p> <p>第5条 給与条例第10条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号の<u>いずれかに該当する職員</u>で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>（1）住居又は勤務公署の<u>いずれか</u>が離島等にある職員</p> <p>（2）<u>地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3</u>に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等（特別急行列車及び高速自動車国道等（給与条例第10条第4項第2号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）特別急行列車又は高速自動</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年<u>2月</u>鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第10条の規定に<u>基き</u>、通勤手当の支給に関し、必要な事項を定めることを<u>目的</u>とする。</p> <p>（支給範囲の特例）</p> <p>第5条 給与条例第10条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号の<u>一に</u>該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>（1）住居又は勤務公署の<u>いずれかの1</u>が離島等にある職員</p> <p>（2）<u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に</u>定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等（特別急行列車及び高速自動車国道等（給与条例第10条第4項第2号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）特別急行列車又は高速自動</p>

車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等 当該普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車に係る通勤手当に係る支給単位期間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)に相当する期間

(2) 回数乗車券(これに準ずるものを含む。以下「回数乗車券等」という。)を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車若しくは高速自動車国道等又は第8条第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1月

2 略

第8条 給与条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 略

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 略

2 略

(駐車場の利用の基準)

第9条の2 略

2 略

3 第1項各号列記以外の部分に規定する通勤するこ

車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等 当該普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車又は高速自動車国道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当に係る支給単位期間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車若しくは高速自動車国道等又は第8条第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1月

2 略

第8条 給与条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 略

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 略

2 略

(駐車場の利用の基準)

第9条の2 略

2 略

3 第1項各号列記以外の部分に規定する通勤するこ

とが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

- (1) 略
 (2) 地方公務員災害補償法施行規則別表第3に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(特定日における通勤に係る運賃等の額及び特別料金等の算出の基準)

第9条の12 給与条例第10条第6項第1号イに規定する1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額は、普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分)の運賃等の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 給与条例第10条第6項第2号に規定する1月の通勤に要する特別料金等の額は、特別急行列車に係る回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分)の特別料金等の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(支給日等)

第9条の13 略

2及び3 略

4 給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1)～(3) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1)～(4) 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 略

とが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

- (1) 略
 (2) 地方公務員災害補償法別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(支給日等)

第9条の12 略

2及び3 略

4 給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1)～(3) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1)～(4) 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 略

- | | |
|--|---|
| <p>(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、<u>0円</u>)</p> <p>イ <u>第9条の13第4項第1号又は第2号</u>に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、<u>0円</u>)</p> <p>3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与<u>条例第10条第8項</u>の人事委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>4 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与<u>条例第10条第8項</u>の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、<u>0円</u>)</p> <p>イ <u>第9条の13第4項第3号</u>に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌</p> | <p>(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、<u>零</u>)</p> <p>イ <u>第9条の12第4項第1号又は第2号</u>に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、<u>零</u>)</p> <p>3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与<u>条例第10条第7項</u>の人事委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>4 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与<u>条例第10条第7項</u>の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、<u>零</u>)</p> <p>イ <u>第9条の12第4項第3号</u>に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌</p> |
|--|---|

<p>月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、<u>0円</u>）</p> <p>5 給与条例第10条第8項の規定により職員に前3項に定める額を返納させる場合において、当該返納時と事由発生月の翌月以降の費目が同一であるときは、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>6 <u>第2項から第4項までの規定を適用した場合の額がその者の利用した交通機関等の通勤方法等からみて妥当性を欠くと人事委員会が認める場合にあっては、第2項から第4項までの規定にかかわらず、人事委員会が定める額をそれらの規定による額とする。</u></p>	<p>月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、<u>零</u>）</p> <p>5 給与条例第10条第7項の規定により職員に前3項に定める額を返納させる場合において、当該返納時と事由発生月の翌月以降の費目が同一であるときは、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。</p>
---	--

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成19年4月1日から同月16日までの間において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第40号）による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第10条第6項の職員たる要件を具備する職員に対する改正後の通勤手当の支給に関する規則第10条の規定の適用については、同条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日を経過した後」とあるのは、「平成19年5月1日以後」とする。

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第14号

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第7条の2及び第18条の規定に基づき、<u>管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(管理職手当を支給する職及び区分)</p> <p>第2条 給与条例第7条の2第1項の人事委員会規則で指定する職は、<u>別表第1の組織欄に掲げる組織</u>に応じ、それぞれ同表の職欄に定める職(人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。以下同じ。)とする。</p> <p><u>2 別表第1に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、それぞれ同表の区分欄に定める区分とする。</u></p> <p>(支給月額)</p> <p>第3条 <u>前条第1項に規定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)</u>に支給する管理職手当の<u>月額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定に</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第7条の2及び第18条の規定に基づき、<u>管理職手当に関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(管理職手当を支給する職)</p> <p>第2条 給与条例第7条の2第1項の人事委員会規則で指定する職は、<u>別表左欄に掲げる組織</u>に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる職(人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。以下同じ。)とする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 <u>前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表右欄に掲げる区分に応じ、次に掲げる支給割合を乗じて得た額(給与条例第4条の2に規定する短</u></p>

よる区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額とする。

(支給できない場合)

第4条 管理職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(給与条例第12条の2第1号の場合、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)第15条の表第1号の場合及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)第14条の表第1号の場合を除く。)には、当該月に係る管理職手当は支給することができない。

別表第1(第2条、第3条関係)

組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	2種
		防災監 次長(衛生環境研究所、消費生活センター及び農業大学の次長を除く。) 副出納長 局長 県民室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 自治研修所の所長(人事委員会が承認したものに限る。) 文化観光局の副	

時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 1種 100分の25
- (2) 2種 100分の20
- (3) 3種 100分の16
- (4) 4種 100分の14
- (5) 5種 100分の12
- (6) 6種 100分の10(義務教育諸学校等の教育

職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年12月鳥取県条例第50号)第3条の規定により教職調整額が支給される職員の占める職に係る区分にあつては、100分の8)

(支給方法)

第4条 管理職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(給与条例第12条の2第1号の場合、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則第15号)第15条の表第1号の場合及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則第17号)第14条の表第1号の場合を除く。)には、管理職手当を支給することができない。

別表(第2条、第3条関係)

組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	2種
		防災監 次長(衛生環境研究所、消費生活センター、産業技術センター及び農業大学の次長を除く。) 副出納長 局長 県民室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 自治研修所の所長(人事委員会が承認したものに限る。) 文化観光局の副	

		<p>局長（人事委員会が承認したものに限る。） 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 消費生活センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 市場開拓局の局長 農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合技術研究院の院長（人事委員会が承認したものに限る。） 行政監察監 建設事業評価室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） 参事監</p>	<p>3種</p>			<p>衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 消費生活センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 市場開拓監（人事委員会が承認したものに限る。） 産業技術センターのセンター長（人事委員会が承認したものに限る。） 農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合技術研究院の院長（人事委員会が承認したものに限る。） 行政監察監 建設事業評価室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） 参事監</p>	<p>3種</p>
		<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。） 消防防災航空室の室長 公益法人・団体指導室の室長 政策法務室の室</p>				<p>課長（衛生環境研究所、産業技術センター及び農業大学の課長を除く。） 消防防災航空室の室長 公益法人・団体指導室の室長 政策法務室の室</p>	

		<p>長 県民室の室長 自治研修所の所長及び次長 福利厚生室の室長</p> <p>文化観光局の副局長 とっとりイメージ創出室の室長 <u>地域資源振興室の室長</u> 衛生環境研究所の所長及び次長 消費生活センターの所長 <u>市場開拓室の室長</u> <u>地産地消推進室の室長</u></p> <p>農業大学の校長、次長及び部長 農林総合技術研究員の院長 和牛全共室の室長</p> <p>会計管理室の室長 出納室の室長 建設事業評価室の室長 総括検査専門員</p>	<p>4種</p>			<p>長 県民室の室長 自治研修所の所長及び次長 福利厚生室の室長 <u>指導管理室の室長</u> <u>集中化推進室の室長</u> <u>物品調達室の室長</u> 文化観光局の副局長 とっとりイメージ創出室の室長</p> <p>衛生環境研究所の所長及び次長 消費生活センターの所長 市場開拓監</p> <p><u>産業技術センターのセンター長、次長、室長及び所長</u> 農業大学の校長、次長及び部長 農林総合技術研究員の院長 和牛全共室の室長 <u>市瀬地区生活安定推進室の室長</u> 会計管理室の室長 出納室の室長 建設事業評価室の室長 総括検査専門員</p>	<p>4種</p>
<p>室長（管理職手当に係る区分が</p>		<p>室長（管理職手当に係る区分が</p>					

		2種及び3種の職を占める職員並びに情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。) 民工芸振興官			2種及び3種の職を占める職員並びに情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。)	
		略			民芸振興官	5種
地方機関	総合事務所	所長(農業改良普及所の所長を除き、人事委員会が承認したものに限る。)	1種	地方機関		
		所長(農業改良普及所の所長を除く。) 局長(東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長並びに人事委員会が承認したものに限る。) 副局長(人事委員会が承認したものに限る。)	2種			
		局長(東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。) 副局長 課長(保健衛生課の課長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。) 農業改良普及所	3種			

	の所長 鳥取環状道路建設推進室の室長 山陰道推進室の室長 大規模基盤整備室の室長 大山中海観光室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 米子空港整備推進室の室長				
	地域整備室の室長	4種			
	税務専門員 用地専門員	5種			
消防学校	校長 副校長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種		消防学校	校長 副校長（人事委員会が承認したものに限る。） 3種
略				略	
名古屋事務所	略			名古屋事務所	略
所	所長	3種		所	所長 3種
				総合事務所	所長（農業改良普及所の所長を除き、人事委員会が承認したものに限る。） 1種
					所長（農業改良普及所の所長を除く。） 局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長並びに人事委員会が承認したものに限る。） 2種

			略	
			略	
		とっとり賀 露かにつこ 館	館長	3種
			略	
	議会事務局		事務局長(人事 委員会が承認し たものに限る。)	1種
			事務局長 次長	2種
			略	
教育委 員会事 務局及 び教育 機関	教育 委員 会事 務局	本庁	略	
			課長 福利室の室長 特別支援教育室 の室長	3種
			室長(管理職手 当に係る区分が 3種の職を占め る職員及び育英 奨学室の室長を 除き、 <u>歴史遺産</u> 室の室長にあっ ては、人事委員 会が承認したも のに限る。)	4種
			指導主査 社会教育主査 義務教育主査 高等教育主査 文化財主査	6種
			略	
教育 機関	略	図書館	略	
			館長 副館長	3種
			略	
博物館	略	略	副館長	3種

			略	
			略	
		とっとり賀 露かにつこ 館	館長	3種
		姫路鳥取線 用地事務所	所長	3種
			略	
	議会事務局		事務局長	1種
			次長	2種
			略	
教育委 員会事 務局及 び教育 機関	教育 委員 会事 務局	本庁	略	
			課長 福利室の室長 <u>障害児教育室の</u> 室長 <u>全国スポーツ・</u> <u>レクリエーショ</u> <u>ン祭推進室の室</u> 長	3種
			室長(管理職手 当に係る区分が 3種の職を占め る職員及び育英 奨学室の室長を 除き、 <u>遺跡調査</u> <u>整備室の室長に</u> あつては、人事 委員会が承認し たものに限る。)	4種
			指導主査 社会教育主査 義務教育主査 高等教育主査 文化財主査	5種
			略	
教育 機関	略	図書館	略	
			館長 次長	3種
			略	
博物館	略	略	副館長	3種

	課長	
スポーツセンター	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	所長	3種
略		
埋蔵文化財センター	略	
	発掘事業室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種
高等学校	鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取商業高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校及び米子西高等学校（以下「鳥取東高等学校等」という。）の校長	3種
	校長（鳥取東高等学校等の校長を除く。）	4種
略		
	教頭（人事委員会が承認したものに限る。）	5種
	教頭	7種
	舎監長である教頭	8種
	事務長（鳥取東高等学校等の事務長のうち、人事委員会が承認したものに限る。）	3種

	課長	
略		
埋蔵文化財センター	略	
	発掘調査室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種
スポーツセンター	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	所長	3種
高等学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）
略		
	校長	5種
	教頭（人事委員会が承認したものに限る。）	
	教頭	6種
	舎監長である教頭	
	事務長（鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取商業高等学校、鳥取工業高等学校、鳥取湖	3種

		事務長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種			陵高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校、米子西高等学校、米子工業高等学校、境高等学校及び境港総合技術高等学校の事務長に限る。）	
	特別支援学校	略			盲学校 聾学校 養護学校	略	
		教頭	7種			教頭	6種
		部主事である教諭	8種			部主事である教諭	
		事務長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種又は4種				
市町村立学校	中学校	略		市町村立学校	中学校	略	
	小学校	教頭	7種		小学校	教頭	6種
	特別支援学校	略			養護学校	略	
		教頭	7種			教頭	6種
		部主事である教諭	8種			部主事である教諭	
	略				略		
	労働委員会事務局	略			労働委員会事務局	略	
		事務局次長	3種			事務局次長	3種
共通		参事（人事委員会が承認したものに限る。）	3種				
		参事	4種				

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	9級	1種	130,300円	112,900円
	8級	2種	94,000円	79,800円
	7級	2種	88,500円	72,900円
		3種	70,800円	58,300円
		4種	62,000円	51,000円

	6 級	3 種	66,500円	51,400円	
		4 種	58,200円	45,000円	
		5 種	49,900円	38,500円	
公安職給料表	9 級	2 種	95,700円	83,800円	
		2 種	90,900円	77,300円	
	8 級	3 種	72,700円	61,800円	
		3 種	71,500円	56,000円	
7 級	4 種	62,600円	49,000円		
	3 種	72,800円	68,000円		
教育職給料表(1)	4 級	4 種	63,700円	59,500円	
		5 種	54,600円	51,100円	
		3 種	70,600円	55,300円	
	3 級	4 種	61,700円	48,400円	
		5 種	52,900円	41,500円	
		6 種	52,000円	40,600円	
		7 種	44,100円	34,600円	
	2 級	8 種	33,700円	22,400円	
	教育職給料表(2)	4 級	3 種	70,100円	66,300円
			4 種	61,400円	58,000円
5 種			52,600円	49,800円	
3 級		3 種	68,400円	54,200円	
		4 種	59,900円	47,400円	
		5 種	51,300円	40,700円	
		6 種	50,400円	39,800円	
7 種		42,800円	33,900円		
研究職給料表	5 級	1 種	129,300円	98,300円	
		2 種	103,400円	78,700円	
	4 級	2 種	89,600円	66,600円	
		3 種	71,700円	53,300円	
		4 種	62,700円	46,600円	
医療職給料表(1)	4 級	1 種	137,700円	115,900円	
		2 種	110,100円	92,700円	
		3 種	88,100円	74,200円	
	3 級	2 種	102,800円	78,100円	
3 種		82,200円	62,500円		
医療職給料表(2)	7 級	2 種	87,600円	74,600円	
		3 種	70,100円	59,700円	
	6 級	3 種	66,500円	52,700円	
		4 種	58,200円	46,100円	
医療職給料表(3)	7 級	2 種	88,300円	75,800円	
		3 種	70,700円	60,700円	
	6 級	3 種	69,300円	53,200円	
		4 種	60,700円	46,600円	
		5 種	52,000円	39,900円	

備考

- 1 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。
- 2 再任用職員のうち、給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、この表に掲げる額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の月額とする。

（人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正）

第3条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任）</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>（1）～（31）略</p> <p>（32）管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）<u>第2条第1項</u>の規定による承認をすること。</p> <p>（33）～（38）略</p>	<p>（委任）</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>（1）～（31）略</p> <p>（32）管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）<u>第2条</u>の規定による承認をすること。</p> <p>（33）～（38）略</p>

（管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第4条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鳥取県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与条例第16条の3第1項の職員）</p> <p>第2条 給与条例第16条の3第1項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号。以下「管理職手当規則」という。）<u>別表第1の組織欄</u>に掲げる組織に応じ、それぞれ同表<u>の職欄</u>に掲げる職（管理職手当規則第2条第1項の規定により人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。）を占める職員とする。</p>	<p>（給与条例第16条の3第1項の職員）</p> <p>第2条 給与条例第16条の3第1項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（昭和33年<u>10月</u>鳥取県人事委員会規則第22号。以下「管理職手当規則」という。）<u>別表左欄</u>に掲げる組織に応じ、それぞれ同表<u>中欄</u>に掲げる職（管理職手当規則第2条の規定により人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。）を占める職員とする。</p>

<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、<u>それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 4種(教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職に限る。) <u>5種</u>(教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限る。) <u>及び6種</u> 6,000円</p> <p>オ <u>7種及び8種</u> 4,000円</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表右欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 4種(教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職に限る。) <u>及び5種</u>(教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限る。) 6,000円</p> <p>オ <u>6種</u> 4,000円</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。